［略］

歩行者等専用	道路法第四十八条の十四第二項に規定する歩行者専用道路であること。	歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。	歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
（325の４）		

指示標識

［略］

歩行者等通行止め	交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者等の通行を禁止すること。	歩行者等の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央
（331）		

歩行者等横断禁止	交通法第十三条第二項の道路標識により、歩行者等の横断を禁止すること。	歩行者等の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端又は中央分離帯
（332）		

補助標識

［略］

種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
遠隔操作型小型車	（503の２）	遠隔操作型小型車に限り本標識が表示する交通の規制の対象となること又は本標識が表示する交通の規制の対象とならないことを示すこと。	規制標識
駐車余地	（504）	車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの

備考

［略］

［同上］

歩行者専用	道路法第四十八条の十四第二項に規定する歩行者専用道路であること。	歩行者専用道路の入口その他必要な場所の路端
	交通法第八条第一項及び第九条の道路標識により、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止すること。	歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行を禁止する区域、道路の区間又は場所の前面及び区域、道路の区間又は場所内の必要な地点
（325の４）		

指示標識

［同上］

歩行者通行止め	交通法第八条第一項の道路標識により、歩行者の通行を禁止すること。	歩行者の通行を禁止する道路の区間又は場所の前面における路端又は歩道の中央
（331）		

歩行者横断禁止	交通法第十三条第二項の道路標識により、歩行者の横断を禁止すること。	歩行者の横断を禁止する道路の区間又は場所の前面及び道路の区間又は場所内の必要な地点における両側の路端又は中央分離帯
（332）		

補助標識

［同上］

種類	番号	表示する意味	補助標識が附置される本標識
駐車余地	（504）	車両が駐車する場合に、当該車両の右側の道路上に置かなければならない余地を示すこと。	規制標識のうち、「駐車余地」を表示するもの

備考

［同上］